

ご意見の内容	対応
<p>ダイビング船の運航中に発生した事故について、きちんと補償がなされるよう、賠償責任保険への加入についても言及した方がよいのではないかと。</p>	ガイドライン案 P5に反映
<p>ダイビングポイント周辺の地形が急深である場合やドリフトダイビングの場合など、必ずしも乗客のダイビング中にアンカリングを行わない場合もあることに留意した書きぶりにする必要があるのではないかと。</p>	ガイドライン案 P6～8に反映
<p>ボートダイビングコース等の講習は、ダイビング客に船の安全に関わる知識を身につけさせる重要な講習であることから、ダイビング事業者は、ボートダイビングを行おうとするダイバーに対し、当該講習の受講を促すとよいのではないかと。</p>	ガイドライン案 P9に反映
<p>ダイバーに対する救命措置においては、迅速な酸素供給を行うことが非常に重要であることから、ダイビング船への酸素吸入器の搭載を推奨すべきではないかと。</p>	ガイドライン案 P11に反映
<p>器材重量を考慮した搭載人員の減算について、旅客船登録をしたくないという理由で敢えて旅客定員を12名以下に減らしている場合もあることなどを考慮してほしい。</p>	ガイドライン案 P12に反映 QA案 P5に反映
<p>船舶への高圧酸素の積載について、法律上必要な手続きについて教えてほしい。</p>	QA案 P4に反映